

声 明

2012（平成24）年3月28日

大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟原告団・弁護団
泉南地域の石綿被害と市民の会
大阪・泉南地域のアスベスト国賠訴訟を勝たせる会

1 （冒頭部分）

本日、大阪地方裁判所第8民事部は、大阪・泉南アスベスト国賠2陣訴訟（原告55人・被害者33人）において、昨年8月25日の1陣訴訟（原告34名、被害者26名）の大阪高裁での原告逆転敗訴の不当判決を克服して、国に対して総額1億8043万7473円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

2 （判決の要旨部分）

本判決は、国が、昭和35年4月1日以降、昭和46年4月28日の旧特化則制定まで、旧労基法に基づく省令制定権限を行使せず、罰則をもって石綿粉じんが発散する屋内作業場に局所排気装置の設置を義務付けなかったことは国家賠償法1条1項の適用上違法であると認定して、国の責任を認めた

3 （判決の意義と評価）

- (1) ① 本判決は、労働者の健康よりも経済的発展を優先すべきという理由で労働者の健康を蔑にすることは許されないと明言し、深刻な石綿被害を認識していた国の規制権限不行使の責任を認めたところに最大の意義がある。本判決は、確立した判例法理に沿ったものといえ、地裁判決が、同じ管内の「産業発展のためには国民の生命健康が犠牲になってやむを得ない」として国を免責した昨年大阪高裁判決を否定したものであり、大阪高裁判決の不当性がいっそう明らかになった。
 - ② 「また、泉南アスベスト被害について、平成22年5月19日の1陣訴訟地裁判決に続いて、再び、国の責任を肯定する司法判断が出された意味は、極めて大きい。
 - ③ 「さらに、雇用関係にない出入り業者に対する国の責任を認めた点でも極めて大きな意味を持つ。
 - ④ 国が石綿粉じんの危険性に関する情報を、国民に提供、啓蒙しなかったことを、慰謝料算定における一事情としたことにも意味がある。
- (2) 泉南地域では、石綿原料から糸、布を作る石綿紡織工場が集中立地し、戦前は軍需、戦後は経済成長を下支えし、石綿工場の労働者、その家族、周辺住民らが、劣悪な作業環境のなかで大量の石綿粉じんにはばく露した。泉南地域は、70年以上前から、国の調査によって、石綿による深刻な健康被害発生が確認されていた。わが国のアスベスト被害の原点といえる。本判決は、かかる泉南アスベスト被害について、再び国の責任を断罪したものである。
- (3) しかしながら、本判決が、国の責任を限定したことは、被害の実態を直視しなかったものであり、不当である。
- (4) 今年は、全国的にも首都圏建設アスベスト訴訟、尼崎クボタ訴訟など、国の責任を迫及する訴訟の判決が、相次いで言い渡される予定である。本判決は、これらの訴訟の原告らを大いに励ますとともに、大阪泉南地域の被害の救済はもとより、全国に広がったアスベスト被害について、国の責任の明確化と被害者救済のあり方の抜本的な見直しを迫るものである。

4 （要求部分）

2陣訴訟の被害者33名のうち、15名が提訴前に死亡しており、また、生存原告も日々、高齢化と病気の進行、重篤化に苦しんでいる。「命あるうちに解決を」は原告らの切実な譲ることのできない願いであり、「被害の原点を救済の出発点に」は広範な世論である。

私たちは、国が、2陣訴訟で、再び責任を厳しく断罪されたことを真摯に受け止め、自らの責任を認めて原告ら被害者に謝罪し、正当な賠償金を支払うこと、そして、最高裁に係属している1陣訴訟を含めた泉南アスベスト被害者全員の早期救済に応じることを強く要求するものである。

以上